（記載上の注意）

1　「保全活動負担金」欄には、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第１項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第60条第８項に規定する保全活動（以下「漁業法に基づく保全活動」という。）に係る同法第111条第２項第８号に規定する受益者から徴収した費用を記載すること。

2　「漁場管理等受入金」欄には、漁業法に基づく保全活動以外の漁場の管理（繁殖保護及び資源管理を含む。）に係る組合員以外の者から徴収した費用及び企業等からの協力金のうち資源管理及び繁殖保護を目的とするものを記載すること。

3　「保全活動費」欄には、漁業法に基づく保全活動に支出した費用を記載すること。

②　指導事業附表

附表１　漁業共済

種類		当期契約高		支払共済金	
		件数	共済金額	件数	金額
漁協（自営）一の契約	漁獲共済				
	養殖共済				
	特定養殖共済				
	漁業施設共済				
	地域共済				
	小計				
組合員の一契約	漁獲共済				
	養殖共済				
	特定養殖共済				
	漁業施設共済				
	地域共済				
	小計				
合計					